I 技術協力

技術協力は、開発途上国の人々が直面する開発課 題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目 指す、人を介した協力であり、JICAにおける中心的 な協力形態の一つとして重要な役割を果たしてきた。 この20年間における途上国からの支援ニーズの多様 化・高度化、わが国における外交・ODA政策の動き や行政改革といった内外の状況変化に応じて、人を 介した協力という基本姿勢を堅持しつつも、新たな 要素を取り入れながら、内外のニーズに応えていく ためにさまざまな工夫や取り組みを行ってきた。加 えて、統合によって資金協力との連携がより密接に なったことにより(第1部p.70「統合の効果」参照)、協力 効果をこれまで以上に高めることが可能となり、技 術協力の役割はさらに重要なものとなっている。ま た、多様化する途上国のニーズに応えるため、南南 協力 (p.154コラム「中南米地域における南南・三角協力」参照) に取り組んでいる。高中所得国やODA卒業移行国に 対しては、相手国に全額または一定割合以上の事業 経費の負担を求める、コストシェア技術協力の機会 も増えている。また、円借款事業の効果発現のため の技術協力(有償勘定技術支援〈第1部p.92参照〉) も予算 的に大きな位置を占めている。

研修員受入事業

❖研修員受入事業の制度と特徴

研修員受入事業は、開発途上国から当該分野の開発の中核を担う人材(主に行政官)を招き、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修を日本

で行う方法(本邦研修)と、途上国内で行う方法 (在外研修)に大別される。

本邦研修は1954年の日本のコロンボ・プラン加盟 に伴い開始され、在外研修は1975年に南南協力®1 の一形態として開始された。現在では、本邦研修は 年間1万人、在外研修は年間5000~1万人を超える 研修員を受け入れている。

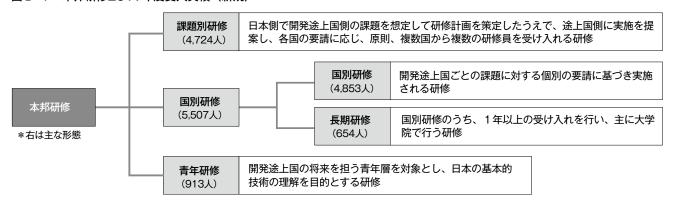
本邦研修は、全国12ヵ所の国内拠点にて、国や地方自治体のほか、大学、民間企業、公益法人やNGOなどとも連携し、国内各方面からの協力を得て実施しており、幅広い分野をカバーしている。日本での経験を生かし、日本ならではの知識、技術、経験を用いて途上国の人材育成や課題解決に向けた取り組みを後押しする、規模と内容の多様性という点でも世界でもきわめてユニークな技術協力である。

在外研修は、途上国間の南南協力を日本が第三国で実施する「第三国研修」®2と、研修実施国でその自国民を対象として実施する「現地国内研修」に分類される。在外研修の特徴として、実施場所と参加国の社会・経済または自然環境が比較的近いため、



地域活性化に取り組む山梨県の若手農業者の畑で実習を受ける研修員

図 2-1 本邦研修2017年度受入実績(新規)



より現地事情に適合した技術を移転することができる点や、実施主体が第三国または現地の研修実施機関となるため、実施国の能力向上、ひいては自助努力の促進が期待できる点などがあげられる。

♦研修事業の拡充

事業開始以降、この20年間で研修内容もさらに多様化し、日本国内への受け入れ人数の合計は、約1.3 倍にまで増加した(1999年度9449人/2017年度1万1931人)。図2-1に本邦研修の主な形態と、2017年度の形態別受入実績を示す。

1999年度には、開発途上国での中核的役割を担う人材の育成として、1年以上、主に大学院への長期研修員の受け入れを開始した。当初は31人でスタートしたが、ニーズの高まりや日本の政策課題への対応から、現在では年間600人を超えている。

1年未満の短期の研修においても、関係省庁や研修実施機関の協力のもと、途上国のニーズに最大限応える形で、研修コース数・人数ともに拡大してきた。

また、JICAは1999年度に組織改編を行い、各途上国の実情に沿った事業を展開するため、地域部を創設した。本邦研修においても、途上国が抱える国別の開発課題にきめ細かく対応すべく、国別・地域別研修コースを拡大した。

2004年度には、スキーム別の事業体制型から課題別の体制への組織改編が行われたため、本邦研修においても、課題別アプローチの強化取り組みの一環として、参加者が帰国後の目標と行動計画などを研修の成果としてアクションプランに取りまとめ、さ

らにこのアクションプランとJICAが行うフォローアップ事業を組み合わせて帰国後の支援を図るという取り組みを始めた。

2006年度には、行財政改革での指摘を踏まえ、課題別研修第三者助言委員会を設置し、2007年度にはそれまで交流色の強いプログラムとして実施されてきた青年招へい事業の研修事業への改編等の改革が行われた。さらに、より戦略的に成果を見据えて本邦研修を実施すべきという観点から、開発課題ごとのコースラインナップを検討したうえで、研修コースを①中核人材育成型、②人材育成普及型、③課題解決促進型、④国際対話型の4タイプに類型化し、各類型に応じたコース設計を行う取り組みも実施された。これにより、参加者のみならず、研修実施主体であるJICAにおいても「何を成果とするのか」という意識づけが明確になり、より成果を意識したコース運営が行われるようになった。

2011年度以降はさらにプログラムレベルでの戦略性強化を行うべく、それまで各国内機関が主体的に実施していた課題別研修について、課題部を主管部署とし、開発課題全体として適切な研修のラインナップの再構築と、各国への戦略的な投入を行うことを目指した。同時に、課題部と国内機関からなる「分野課題検討会」を設置し、各分野課題における本邦研修を途上国のニーズと日本国内のリソース両面から議論・検討する場が設けられた。今後はすべての分野課題検討会において、課題別研修のみならず、国別研修、青年研修、長期研修を含め、本邦研修全体の各課題における位置づけについて検討する

^{●1} 開発途上国間での開発協力を「南南協力」、先進国による南南協力への支援を「三角協力」と呼んでいる。

^{● 2} 過去に日本が協力を実施した機関が主として研修実施機関となる。

場となることが期待されている。また、2015年度に JICAは「研修事業戦略」を策定した。ここで本邦研 修が、①効果的な協力を実施するうえでの基幹的役 割であると同時に、②開発途上国の未来を担う人材 に対し日本理解を促進する機会の提供を行うもので あり、③さらには日本の地域の国際化にも貢献する ものであることが再認識された。この認識のもと、 近年の途上国の発展に伴い、途上国を対等なパート ナーとし、日本との双方向の学びにより新たな価値 を創造する「共創」の考え方に立ち、研修内容の改 善・充実が図られている。

❖本邦研修の展望

近年は、研修の質の向上に加え、外交や安全保障の観点からも、本邦研修の参加者(帰国研修員)を親日派・知日派として育成していくことの重要性も再認識されている。途上国の将来を担う人材に対し、伝統と近代を両立し、民主的な国を創り上げた「日本の経験」について体系的に学ぶ機会を提供すべく、大学との連携のもと、日本理解のためのプログラム

を充実させたカリキュラムの提供も開始している。

こうした取り組みの一環として、2018年度より、「JICA開発大学院連携」が開始された。この枠組みは、国内の大学と連携し、途上国政府から派遣される人材に大学の修士・博士課程の中で、専門分野の教育に加え日本の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供することを目的としている(第1部p.148「JICA開発大学院連携」参照)。

専門家派遣

◆専門家派遣制度の変遷

「専門家派遣」とは、専門家を相手国に派遣し、 その国の経済・社会開発の中心となる行政官や技術 者に、その国の実情に即した技術移転の提言を行い、 人づくり、組織・制度づくりに貢献する技術協力の 形態である。

column »

中南米地域における 南南・三角協力

JICAは、1975年から開発途上国間での開発協力である南南協力への支援を開始しており、他ドナーと比較しても豊富な経験を有している。中南米地域では、各国間の言語や文化的な共通性が高く、地域内にODA卒業を目の前にした国も存在し、これらの国々に地域内他国に対して協力を行う意思があることから、1991年、アルゼンチンでの漁業分野への協力を皮切りに、南南協力への支援を開始した。

その後、中南米地域での三角協力は、第三国集団研修や第三国専門家派遣を含む包括的な協力枠組みである日本とのパートナーシップ・プログラムに基づいて実施されることとなり、1999年にチリとの間で「日本・チリ・パートナーシップ・プログラム」の合意文書が締結され、続いてブラジル、アルゼンチン、メキシコにおいてもパートナーシップ・プログラムが実施された。

特筆すべき実績として、2000年から11年間にわたり、ブラジルが、JICAの技術協力により導入した「日本の交番」制度を中米諸国に対して技術移転した事例をあげておきたい。

まず、ブラジルでの技術協力は、サンパウロ州が主体となり、同州に交番制度を定着させることから始まった。そして、その成果をブラジル全土に広げるとともに、2008年からは、治安対策に頭を抱える中米5ヵ国(エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス)を対象に、ブラジル型の交番システムを活用した「地域警察活動普及プロジェクト」を三角協力として実施している。同プロジェクトは、サンパウロ州軍警察が主体となり、サンパウロ州で培った地域警察にかかる知見・経験を中米各国の特性にあわせて実施しているもので、今後、中米地域において、この三角協力の成果を生かして、警察官への信頼が生まれ、地域の治安が改善し、犯罪が軽減されることが期待される。

こうしたJICAの南南・三角協力に対する長期的かつ 革新的な取り組みに対して、2012年11月に開催され た国連「南南協力Expo 2012」において、国連南南協 力賞が授与された。



ミャンマー投資企業管理局で助言を行う専門家

従来、専門家派遣では、関係省庁に専門家候補者の推薦を依頼するケースが多かったが、1997年度からは専門家の公募を実施している。1999年8月に外務省によりODA中期政策が策定され、JICAでは2000年1月に地域部が設置されたことにより、開発途上国それぞれの開発課題とともに、従来以上に人材育成や制度、政策などのソフト面での協力を重視し、多様なメニュー(個別専門家、プロジェクト方式技術協力、チーム派遣、研究協力、重要政策中枢支援、第三国専門家^{®3}、開発パートナー事業、国民参加型専門家など)で対応できる体制となった。

2002年度からは、独立行政法人化にあたり、「技術協力専門家派遣に必要な経費」の予算項目が廃止され、技術協力プログラムの予算とともに、「海外技術協力事業費」に統合されて、より幅広く、柔軟に技術協力事業を展開することが可能となった。

◆専門家確保の取り組み

こうして、市場経済化移行、災害復興、平和構築 などの新たな開発課題や開発課題の多様化に対応するための体制整備が行われ、専門家派遣は目的別に 大きく、①成果達成を目的とした技術協力プロジェクトにおける専門家、②政策に関する提言・助言を 行うアドバイザー型の専門家の 2 種類に分類された。

また、専門家確保の制度改善を推進するため、 2000年1月に派遣支援部を設置し、個別専門家だけ でなくプロジェクト方式技術協力における専門家を 一元的に確保するための専門家リクルート体制の拡 充を図った。派遣支援部は、2004年4月の組織改革により廃止され、新たに新設された国際協力人材部が専門家の派遣前から帰国後まで一貫して対応する体制を整えた。

加えて、技術的ノウハウや経験が民間部門に蓄積されている分野・課題も増えたことから、2001年度から、民間の人材やノウハウを積極的に活用し、プロジェクトの運営全体を民間機関に委託する方式を導入した。

技術協力プロジェクト

◆技術協力プロジェクトの概要

技術協力プロジェクト(旧プロジェクト方式技術協力)は、専門家派遣、研修員受け入れ、機材供与の3つの要素を、一つの協力事業として有機的に組み合わせて、計画の立案から実施、評価までを一貫して実施する技術協力の形態である。

技術協力は、①案件発掘・形成、②要請、③採択・詳細計画策定・事前評価、④相手国政府との合意、⑤案件の実施・事業進捗促進、⑥終了・フォローアップ・事後評価の6段階のプロセスにより進められる。なお、技術協力プロジェクトを実施運営するにあたっては、特に、①パートナーシップ、②オーナーシップ、③組織づくり・制度づくりの3点への留意が求められている。

1999年8月に発表された外務省によるODA中期政策にて、国別・地域別アプローチを強化する方針が打ち出され、2000年1月にはJICA内に地域部が設置された。加えて、技術的ノウハウや経験が民間部門に蓄積されている分野・課題も増えたことから、2001年度から、民間の人材やノウハウを積極的に活用し、プロジェクトの運営全体を民間機関に委託する「民間委託型プロジェクト方式技術協力」(民活技プロ)を導入した。

一方、これまで展開されていたプロジェクト方式 技術協力では、専門家派遣、研修員受け入れ、機材

^{● 3} 南南・三角協力として、相手国の地域性や歴史的背景、言語などを考慮し、日本人よりも、第三国(日本と相手国以外の国)からの人材派遣が効果的な場合に第三国の専門家を派遣

供与を組み合わせた支援を実施してきたが、開発途上国のニーズの多様化・高度化に伴い、より的確かつ迅速にこれらのニーズに応えるため、類似の技術協力事業(専門家チーム派遣、研究協力、アフターケアなど)の投入要素と統合し、より幅広く、柔軟な組み合わせに基づくプロジェクトが展開できるよう、2002年度からは、従来「技術協力専門家派遣に必要な経費」と「プロジェクト方式技術協力事業」に区分されていた技術協力の予算を「海外技術協力事業費」に統合した。こうして、名称も「プロジェクト方式技術協力」から「技術協力プロジェクト」に変更された。

◆キャパシティ・デベロップメント

2003年10月に就任した緒方理事長の強いリーダーシップのもと、「現場主義」「人間の安全保障」「効果・効率性、迅速性」の3つの柱が掲げられ、特に現場主義を受けた組織再編・権限移譲が推進されるようになった。

2008年10月の新JICA誕生後は、資金協力と技術協力の有機的な連携による統合効果の発揮に向けてスキームを超えた連携が行われるようになった。また、技術協力プロジェクトのマネジメント手法についても改善が図られた。「キャパシティ・デベロップメント」(CD) ●4の考え方がプロジェクトマネジメントに導入されたことがその最大の特徴である。

CDの考え方が打ち出されてきた背景としては、 1990年代後半から、多数のドナーが独自に実施して いるプロジェクト型援助の濫立が効果的な援助を阻 害しているという議論がドナーコミュニティの間で 巻き起こり、2005年の「パリ宣言」においてプール ファンドによる財政支援が最良の援助モダリティと して位置づけられ、プロジェクト型の技術協力に対 する否定的な見方が支配的になったという状況が指 摘できる(第1部p.9参照)。このような批判のなかで、 改めて日本の技術協力の経験や比較優位を見直した うえで、今後の技術協力の視座としてCDという概 念を打ち出し、援助の調和化の議論に対応しようと した。CDとは、「途上国の課題対処能力が、個人、 組織、社会などの複数のレベルの総体として向上し ていくプロセス」を指し、その考え方の特徴は、 キャパシティを「途上国が自らの手で開発課題に対 処するための能力」と定義し、それを「制度や政 策・社会システムなどを含む多様な要素の集合体」 として包括的に捉え(包括性)、開発途上国自身の 主体的な努力(内発性)を重視することである[®]5。

包括性については、プロジェクト方式技術協力の時代から組織・制度づくりの考え方が取り入れられ、1990年代よりプログラムアプローチ®6が導入されている。内発性については、従来より途上国の自助努力支援が日本の基本的な援助理念の一つであった。このような過去の技術協力の経験に基づき、単なる技術移転を超え、途上国の開発戦略および他ドナーの援助戦略との調和化を念頭に入れたCDの考え方が打ち出され、広く開発効果に貢献するアプローチとして位置づけられた。このCDの概念は、現在の技術協力プロジェクトに、事業マネジメントの基本的な考え方として取り入れられている。また、カウンターパート機関のマネジメント向上がプロジェクト活動の必須の一つとなるなど、CD導入による変化は大きい。

一方で、案件によっては技術的持続性やスキルの 向上のみに焦点が当たり、予算確保による財政的持 続性の向上や政策への反映が取り組みとして弱い場 合がある。また、柔軟性に欠けるとの指摘もある。 今後は案件の持続性確保とインパクトの向上のため、 現場の状況に柔軟に対応しつつ、予算面、政策面で も事業マネジメントを強化していく。

❖効果向上への取り組み

効果的な技術協力を行うためには、日本の技術や 経験をそのまま移転するのではなく、お互いの文化 や社会についての理解を深めるとともに、現地に適 合した技術や制度に改良することが必要である。日 本の技術や知識、経験はあくまで触媒として捉え、 開発途上国にすでに存在する人材、組織、社会の潜 在能力を刺激し、強化していくことが技術協力の基 本である。

災害復興・平和構築の分野では、緊急援助などに続く復興支援の一環として、災害直後に被災地に専門家を派遣するなど、必要とされる分野の支援を迅速かつ機動的に現地に届けるための工夫を行っている。特に、技術協力の後に続く資金協力が円滑に実施されるための工夫も行い、支援が紛争を助長することなく、関係者が安心して業務に従事できるよう、十分な安全対策を行っている。

また、事業の選択と集中、迅速化を目指すなかで、 スキームを超えた有機的な連携を行うべく、事業関 係者の連絡体制を密にすることにより、一層の効果 向上、効率化およびレバレッジ(戦略的活用)を見 込んでいる。

加えて、従来は相手国と日本政府の間の二国間で行われていた技術協力ではあるが、感染症や気候変動、災害、人の移動、人材育成など、国境を越えた課題に対し、複数国に同時に協力を行うほうが効果的な場合もある。そのような場合は、同一プロジェクトに対して複数国と合意文書(R/D: Record of Discussions)を締結するなど、新しい取り組みも行われている。

開発計画調査型技術協力

◆開発計画調査型技術協力の概要

開発計画調査型技術協力は、開発途上国の経済・ 社会発展に役立つ公共的な各種事業の開発計画の策 定を支援するとともに、その過程で相手国のカウン ターパートに対して、計画策定方法、調査・分析技 術などを技術移転する事業である。

2008年10月の新JICA発足以降、それまで「開発調査」と呼ばれていた事業が「開発計画調査型技術協力」と「協力準備調査」の2種類の調査に分かれることとなった。具体的には、将来の有償資金協力および無償資金協力の協力案件の形成や事前準備としての性格を有する調査は、国際約束の不要な協力準備調査と整理した。他方、開発調査のうち、途上国への技術移転やカウンターパートとの密接な共同作業が必要な政策立案または公共事業計画策定、マスタープラン策定や、パイロット事業が含まれるようなものは、国際約束が必要な開発計画調査型技術協力として取り扱うこととなった。



アフガニスタン・カンダハールの道路を現地踏査する専門家

開発計画調査型技術協力は、①基礎データ整備、②マスタープラン調査、③フィージビリティ調査、④パイロット事業、⑤研修の5種類のアプローチで構成されており、これらのアプローチをベースとして、通常のマスタープラン調査やフィージビリティ調査に加えて、政策支援型調査、地域総合開発計画調査、実施設計調査、セクター・プログラム調査、緊急支援調査なども実施される。

◆ファストトラック制度の導入

JICAはこれまでも災害復興支援、平和構築支援を 進めてきたが、それらの経験や教訓を踏まえ、制度 の改善と経験の共有化を進めることで、より迅速か つ機動的に事業を実施することを目指し、2005年7 月にファストトラック制度を導入した。

ファストトラック制度とは、緊急性の高い開発調査等の事業を組織的にファストトラック適用事業として認定し、従来の制度を柔軟に運用し、簡素化された実施手続きを駆使するなど、組織が一丸となって事業に取り組むための制度である。ファストトラックは、災害復興・平和構築にとどまらず、感染症や経済危機など、何らかの事情により緊急の対応が求められるさまざまな事業にも適用することを想定している。

なお、この制度導入により、案件採択後、数ヵ月

^{● 4} JICA国際協力総合研修所調査研究報告書「事業マネジメントハンドブック」(2007年12月) および同報告書「キャパシティ・アセスメントハンドブック」(2008年9月) 参照。なお、CDの概念は、スキームを超えた援助アプローチの考え方である。

^{● 5} JICA国際協力総合研修所調査研究報告書「キャパシティ・デベロップメント (CD)」(2006年 3 月)参照

^{● 6 1990}年代のプログラムアプローチの実施方法としては、パッケージ協力とアンブレラ協力の方式があった。パッケージ協力は、比較的絞り込まれた開発課題、例えば、特定セクターの重点分野の小課題への支援プログラムであり、技術協力を中心に必要に応じて無償資金協力も含めて実施されていた。アンブレラ協力は、上位の国家開発目標や一つの開発セクター全体の重点分野の中課題以上への支援プログラムで、技術協力、無償資金協力に加え、必要に応じて円借款も導入して実施された。

以内に準備を完了し、迅速に現場での事業を実施で きるようになった。

◆有機的な連携による効果

調査を通じて作成された報告書は、相手国政府が 経済・社会開発に関する政策判断をする場合や、国 際機関や援助供与国が、資金協力や技術協力を検討 する際の資料になる。これらの報告書で提言された 計画は、日本の円借款や無償資金協力などの資金に よる具体化のために活用されている。また、相手国 の国会等による承認により相手国の公式な開発計画 となるケースもある。

調査を通じて移転された技術やノウハウは、相手 国の自己資金などによる事業の実施や、別の調査を 行う際にも役立てられている。

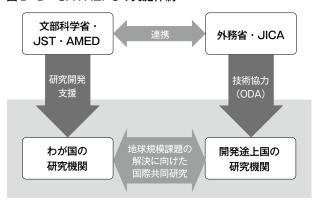
開発計画調査型技術協力は、具体的なインフラ整備などの幅広い協力につながることから開発途上国のニーズは高く、また、インフラ輸出促進の観点からも重要視されるスキームである。今後は、開発計画調査型技術協力の中で策定した政策・制度・計画を途上国政府が具体化するよう一層の働きかけを行うほか、技術協力プロジェクトと同様、迅速化を目指すなかで、スキームを超えた有機的な連携を実現すべく、事業関係者の連絡体制を密にすることにより、一層の効果向上・効率化およびレバレッジを見込んでいる。

地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)

◆事業創設の背景

内閣府に設置された総合科学技術会議®7における最終報告書「科学技術外交の強化に向けて」(2008年5月19日)の提言®8、および2008年5月の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の横浜宣言、同年7月のG8北海道洞爺湖サミット首脳宣言を背景として®9、外務省と文部科学省は、科学技術とODAとの連携を通じて科学技術外交の強化を図るために、地球規模課題に対応する科学技術協力を実施することとした。この具体的な事業として、技術協力プロジェクトの枠組みを活用した「地球規模課題

図 2-2 SATREPSの実施体制





ガーナにおけるSATREPS案件(ガーナ由来薬用植物による抗ウイルス及び抗寄生虫活性候補物質の研究プロジェクト)

対応国際科学技術協力」(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development) が始まった。

◆事業目的と概要

SATREPSは、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の地球規模課題をテーマに、これら4分野の課題解決につながる新たな知見の獲得とその成果の社会実装、すなわち具体的な研究成果の活用による社会還元を目指し、開発途上国の研究能力向上とともに国際共同研究を推進する事業である。その実施は、途上国へのODA事業を実施するJICAと日本の研究機関向けの競争的資金を提供する科学技術振興機構(JST: Japan Science and Technology Agency)が連携して行うことになった(図2-2)®10。なお、2015年4月に日本医療研究開発機構(AMED: Japan Agency for Medical Research and Development)の設立に伴い、感染症分野はJSTからAMEDに移管された。

事業開始当初は企画部において制度構築を行い、 その後本格的実施に対応するため、2009年4月、経 済基盤開発部(現在の社会基盤・平和構築部)内に 国際科学技術協力室を設置して、事業の企画・促進、 案件選考を含む外部関係機関との調整、予算管理と 契約事務などを担当している。SATREPS案件のJICA 内選考には地域部、課題部および在外事務所が関与 し、採択後は課題部が案件を担当する。

◆事業の事例と展望

2008年度から開始されたSATREPS事業は、2017年度までの10年間で47ヵ国、124案件が実施されるまでになった(表2-1)。例年、日本側で応募される研究提案数が4分野合計で100件近くあり、毎年およそ10件前後が採択されている。この倍率は研究開発分野の競争的資金事業の中でも高いものであり、研究者の関心の高さと地球規模課題の重要性の証左である。学術的な成果である論文や学会発表もきわめて活発に行われており、2016年度までの実績として、論文2900件以上、学会発表(ポスター発表を含む)9000件以上が報告された。

SATREPS事業では、単に研究活動に終わること なく、開発の観点から研究成果を社会に還元する社 会実装が求められており、その成果も着実にあがっ ている。例えば、ベトナムでの在来イネ品種改良の 案件では、九州大学等が遺伝子マーカー選抜技術を 活用することで、短期間で生育、増収、病虫害耐性、 低温耐性の特徴を持つ新系統種を開発し、ベトナム 政府による品種登録を終え、普及が進行している。 ケニアの感染症対策案件では、長崎大学等が地方で も使用できる黄熱病等の迅速診断キットを開発する とともに、携帯電話を活用した早期警戒システムを 実証した。チリの津波対策を目的とした案件では、 日本の港湾空港技術研究所等が精度の高い津波警報 システムを構築し、避難訓練も実施したため、共同 研究実施中の2015年に実際に発生した津波の被害を 最小限にとどめた。さらにチリの研究成果は、その 後にJICAの中南米地域を対象とする広域技術協力プ ロジェクトで活用されている。

表 2-1 SATREPS研究分野別採択案件実績

年度	環境・エネルギー			H- H/m			
	技術 協力	低炭素社会 エネルギー	地球規模の 環境課題	生物 資源	防災	感染症	合計
2008	4		3		3	2	12
2009	4		2	6	4	4	20
2010		4	4	5	2	2	17
2011		3	1	2	2	2	10
2012		1	2	3	1	1	8
2013		1	3	1	2	3	10
2014		2	1	2	2	3	10
2015		2	3	4	3	2	14
2016		2	4	4	2	2	14
2017		2	2	2	1	2	9
合計	8	17	25	29	22	23	124

※地域別件数実績:アジア地域(66)、大洋州(2)、中南米(20)、 アフリカ(27)、中東(4)、欧州(5)

それまでの技術協力は、日本の有する既存の技術や知識・経験に基づいて行われるアプローチであったのに対して、SATREPSは、開発途上国との共同研究を通じて科学的な根拠を有する新たな知見と技術を創出し、社会的なイノベーションにつなげる、という特徴を有している。また、特筆すべきは、SATREPS案件の相手方となった開発途上国の研究機関や大学が、JICAが長年にわたって技術協力や無償資金協力により支援し、実力を備えてきた機関が多いことである。今後もSATREPS事業は、JICAが築いた資産の活用・連携も念頭に置きながら、開発途上国におけるイノベーションを目指す。

6

「協力プログラム」の推進と 日本の経験の共有――今後の課題

◆「協力プログラム」の推進

JICAが推進している「協力プログラム」のアプローチは、個別の案件や援助形態だけでは達成が困難な高次の開発目標の達成と開発効果の拡大のために欠かせない。1999年の導入以来、協力プログラム

- ●7 2014年5月19日に「総合科学技術・イノベーション会議」と改称された。
- 8 開発途上国のニーズと要請に基づいた共同研究の実施と大学・研究機関等の能力向上の必要性が明示された。
- 9 同宣言において科学技術は人材育成・開発を促進する手段として重要であるとされた。
- ●10 案件の採択では、ODAの技術協力案件として開発途上国政府から提出された要請書と日本側の研究機関が競争的資金に応募した研究 提案書がそろうことが条件とされ、その後、JSTが委託した外部有識者からなる審査会での審査を経て採択案件が決まる。採択案件の実 施期間は最大5年、予算は途上国側を支援する活動費としてJICAから1件当たり年6000万円程度、日本および第三国における研究費と してJSTから年3500万円程度となる。

は多くの国で形成され実施されてきたが、技術協力 が起点あるいは中核になっている事例が多い。

例えば、技術協力プロジェクトでパイロット事業 を通じて開発モデルを策定、その開発モデルを他の 地域へ面的展開するために必要なインフラの一部を 無償資金協力で支援し、その成果を踏まえて全国展 開を行う政策のサポートのため他ドナーと協調して 有償資金協力による開発政策借款を行うなどである。 例えば開発計画調査型技術協力で特定地域の「回廊 開発」の提言を行い、資金協力事業に展開した事例 も多い。

今後は技術協力を含む協力プログラムの好事例を 改めて選定し内外で広く共有していくとともに課題 を洗い出し、協力プログラムの一層の推進と、技術 協力事業の形成や制度・運営方法の改善等に活用し ていく。

また、協力プログラムの開発効果拡大のためには、他ドナーとの連携も積極的に進めていく必要がある。今後、世界銀行、国際機関、先進国ドナー、新興国ドナー、NGO、各種財団、民間企業等多様な開発協力の担い手とのパートナーシップを深化させるためにも、開発途上国のニーズに応じて付加価値のある援助メニューを提案し、迅速に実施できる体制を整えていく。

◆日本の経験

JICAの技術協力は、カイゼン、母子手帳、理数科教育、防災など日本の経験に基づき実施され、大きな成果を収めてきた。一方、日本自身の開発課題の力点は伝統的なものから新しいものへと変遷を遂げている。例えば、現在の日本の最大の課題の一つは、少子高齢化、労働力の縮小、過疎化などであり、また一部地域の過度の都市化や老朽化したインフラへの対応などがあげられる。

実はアジアやその他の中進国でも、伝統的な課題に加えて、このような新たな課題が近年現出してきている(Double Burden)。例えばタイやスリランカといった国は、すでに少子高齢化の問題に面しつつ、保健分野では感染症などの伝統的な課題とともにガンや高血圧、糖尿病などの新たな課題を有している。JICAは、タイでは高齢者向け介護サービス導入に変力スを供えませる。

jICAは、タイでは高齢者向け介護サービス導入に 資する案件を実施し、ガーナでは従来の母子保健改 善プロジェクトを、生活習慣病を含むライフサイク ルに対象を拡大し実施するなど、実績がある。JICA は、開発途上国の開発課題は発展プロセスに応じて 変容するものと認識し、日本のリアルタイムの試行 錯誤の取り組みを、技術協力を通じて途上国と共有 していく。

また、前述の「本邦研修の展望」でも記載したとおり、JICA開発大学院連携のなかでも日本の経験の共有を図っていく。